

登録事業所への説明事項（振興券の取扱い）について

- 今回より宮若商工会議所又は若宮商工会の非会員の事業者は登録時に手数料が必要となります。（中小規模店：6,000円 大型店：12,000円）
- 振興券は現金と同様に使用できます。ただし、つり銭は出さないで下さい。
- 振興券は利用者（購入者）による、取扱店での商品・サービスの支払いに使用できます。ただし、ネット販売等のコンビニ決済には使用できません。
- 振興券は現金への換金、預貯金等の預け入れはできません。
※振興券を換金できるのは、取扱店が振興券の決済をする場合に限りです。
- 今回の振興券は限定券（水色・大型店利用不可）と共通券（桃色・全店舗利用可能）がございます。お受け取りの際は間違えのないようご注意ください。
※大型店とは大店立地法における店舗面積1,000平方メートル以上の店舗です。
- 受け取った振興券は、再利用できません。必ず換金手続きを行ってください。
- 「宮若市振興券取扱店」のステッカーを、店頭等の見やすい場所に必ず貼って表示して下さい。
- 破損した振興券は、全体の2／3程度が残っていて且つ、偽造防止加工が破損していなければ振興券とみなします。
- 偽造等の不正利用により、事業所に損失が生じたときは、不正利用者より損害の全額を申し受けます。
※不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに宮若商工会議所又は若宮商工会にお知らせ下さい。
- 利用者から受け取った振興券の盗難・紛失・滅失は、当該取扱店（事業所）の責務となります。

換金方法（換金手続き）について

1. 取扱店は、所定の換金明細書を宮若商工会議所又は若宮商工会へ FAX で送信するか、ご持参し、提出してください。（販売開始日以降随時受付）
2. 取扱店への支払いは、毎週金曜日までに換金明細書の受付を行った分を、翌週の金曜日に、提出先の商工会議所・商工会で、振興券と引き換えに、小切手で支払います。
※ただし、小切手発行の短縮をご希望の際は別途ご相談ください。
3. 最初の換金日は9月15日（金）といたします。
（9月8日（金）までに換金明細書を提出された分）
4. 最終の換金日は、令和6年1月19日（金）とします。1月20日（土）以降は、換金できませんので、ご注意下さい。従って、換金明細書の最終締切日を1月12日（金）とします。
5. 換金は一括でなく、随時請求して頂いて結構です。
（この場合、換金明細書をその都度提出して下さい。）
6. 本年度より宮若商工会議所又は若宮商工会の非会員の事業者は換金手数料3%が必要となります。（手数料は都度、換金額より控除し徴収致します。）
7. 小切手受領時に、換金明細書に受領者の記入と押印をお願いします。
8. 受領される小切手を、線引き小切手にするかしないかを、所定の換金明細書で選択して下さい。
9. 小切手受領後はお早めに（遅くとも1週間以内に）小切手に記載の金融機関にて、現金化もしくは口座入金を行ってください。
10. 換金明細書の必要分は、コピーの上使用をお願いします。

（お問い合わせ先・換金明細書の提出先）

- ・ **宮若商工会議所** 宮若市宮田3673番地3
TEL：0949-32-1200
FAX：0949-32-1205
- ・ **若宮商工会** 宮若市福丸250番地1
TEL：0949-52-0640
FAX：0949-52-1765